

◆ 書 評 ◆

中村雅秀『多国籍企業とアメリカ租税政策』岩波書店, 2010年

新 岡 智 (関東学院大学)

本書は多国籍企業とアメリカ政府の課税管轄権との相克を扱ったすぐれた研究である。この研究分野は、経営学や会計学、財政学や法律学の学問的境界領域に属する。それゆえ独自の学問の世界を形成している各分野の成果を咀嚼し理解すること、そしてそれを体系化すること、そこに多くの困難が横たわっていたことは想像に難くない。のみならず、その世界から一歩抜け出し、研究の独自性と優位性を提示することは、研究に対する持続する熱意なくしては不可能であっただろうと思われる。

著者によれば、「本書が直接に課題としているのは、(1) 世界経済論の立場から、世界経済の実態のみならず税法、企業論等とのまさしく境界領域を構成する国際課税問題を取上げ、(2) 1980年代後半以降、2000年代にかけてのいわゆるグローバル化の進展の直接的背景となった多国籍企業の展開過程を分析し、(3) これと軌を一にした「国際税制の大展開時代」の諸相を明らかにし、もって(4) 従来の世界経済研究、多国籍企業研究に「新しい風」を吹き込まんとすることにある」(viii ページ)。

著者は本書の中で、(1) の「世界経済論の立場」について、言い方を換えつつ繰り返し言及している。それは「世界市場」や「世界経済」概念をめぐる過去の論争を踏まえた議論のようであるが、ある年代以下の研究者には、その意味するところを理解することはほとんど不可能であろう。ゆえにここでは「世界経済論の立場」を「多国籍企業」を重視する立場として理解し、それを前提に論述を進めることにしたい。

(2) と (3) で述べているように、著者は多国籍企業が担うグローバル化と

国際税制の展開をその中心テーマとしている。このグローバル化、あるいは多国籍企業の特徴を氏は「金融化」、「IT化」、「サービス化」(あるいは「無体資産化」と把握し、あらゆる箇所でも繰り返してこの点を強調し、分析の対象としている。以下、具体的に本書の内容を見てみよう。

- 本書の章立ては以下のようになっている。
- 序 章 多国籍企業と国際税制
 - 第1章 国民所得・税務統計から見たアメリカ多国籍企業
 - 第2章 国際的ハーモナイゼーションと移転価格の課題
 - 第3章 サービス貿易の拡大と移転価格税制
 - 第4章 在米外国企業課税問題と日系自動車企業
 - 第5章 合衆国輸出促進税制と FSC (外国貿易法人)・ETI (域外所得) 免税制度
 - 第6章 企業内国際技術取引と R & D 税制、コスト・シェアリング契約
 - 第7章 電子商取引課税と米欧摩擦、アメリカ売上税収ロス
 - 第8章 属領法人優遇税制と薬品産業
 - 終 章 相克の税制—タックス・ヘイブンと「無国籍企業」

著者はまず分析の枠組みを提示する。それは多国籍企業の国際戦略の展開と課税管轄権の相克、そこにこそ国際租税問題の本質があるというものである(序章)。

そして国際所得・税務統計の分析に依拠してアメリカ多国籍企業の国際活動の実態を明らかにし(1章)、それを踏まえたうえで、

90年代国際税制の推移を移転価格税制の大展開を検討することによって明らかにしている。具体的には、国際取引の無体資産化、サービス化に対応すべき移転価格税制の高度化問題を取上げ、移転価格をめぐるOECDとのハーモナイゼーションについて検討を加えている(2章)。さらにサービス貿易の拡大とサービス移転価格税制の歴史的推移、最近の動向を詳論する(3章)。ここまでは、アメリカ多国籍企業と移転価格税制を中心にした分析となっている。

次には日本企業との関係を扱っている。アメリカに進出した日系企業の低利益率、企業内取引への高度の依存は、日系企業の所得移転を疑わせ、そのことが日系企業に対する課税強化を生み出したことを明らかにする(4章)。

その後、分析は自国企業に対する税優遇(輸出促進税制と免税制度)に及ぶ(5章)が、次の章では、多国籍企業におけるR&D活動の国際化とそれともなう無体資産の国際取引の拡大、およびそれらへの課税について検討し(6章)、さらにIT化、サービス化の進展による電子商取引課税について言及している(7章)。そしてアメリカの属領であるプエルトリコでの優遇税制と薬品企業の誘致について明らかにしている(8章)。

このような順序で分析を加えた後に、最後に近代租税国家の課税管轄権に対する多国籍企業の挑戦は、タックス・ヘイブンにおいて最新局面を示していると結論付ける(終章)。

本書はグローバル化の特徴を金融化、IT化、サービス化として捉え、それらと外国税額控除や移転価格税制などの関連を分析している。そこに示された対立軸は、国家vs国家、国家vs他国多国籍企業、国家vs自国多国籍企業である。しかし分析されているのは対立軸ばかりではない。国家による自国多国籍企業の税制優遇というもう一つの現実も扱っている。

このように本書は、80年代以降の多国籍企業の展開を明らかにし(グローバル化)、多国籍企業に関連する国際課税の変転とそこにおける問題点を網羅している。ゆえに本書

は多国籍企業にかかわる国際税制を扱う際に、避けて通ることのできない研究書となっている。

以下では本書の内容・枠組みに関して、評者の非力を省みず、二点ほどコメントを加えたい。

その第一は、アメリカ国際租税政策の位置づけについてである。著者の視点は、グローバル化の進展、その特徴である金融化、IT化、サービス化の進展に促されて90年代にアメリカ国際税制の大展開が行なわれたとするものである。つまりは多国籍企業に担われた社会的生産力の発展、それに対して租税政策が変化・適応せざるを得なくなっている側面を分析している。このことを著者は「税制の高度化」と呼ぶ。

しかし、アメリカの国際租税政策の変転を覇権国アメリカの衰退との関連で論じる論者もいる。黒田東彦氏は次のように指摘している(水野忠恒編『国際課税の論理と課題』第15章)。60年までのアメリカは国際課税ルールの統合と整合化に強いリーダーシップを発揮していたが、70年代に入るとリーダーシップは変質し始め、税収確保の面を強調して国際取引への悪影響を軽視するようになった。さらに80年代末以降は、米国自身が発展させてきた国際課税ルールを無視して、外資系企業を含む外国への課税を強化することだけが米国の租税政策の基本となってしまったのであり、二重課税を排除しつつ税収の適正な配分を実現しようとする国際課税ルールを根底から破壊するものとなったという。

このような視点を考慮すると、本書が扱っている80年代末以降の事態は、著者が指摘する金融化、IT化、サービス化に対応した「税制の高度化」と理解すべきことなのか、それとも黒田氏の指摘するアメリカによる「財政重商主義」とも呼ぶべき事態なのか、そのことが問われることになる。真実は両者の中間にあるように思うが、だとすれば両者の関連を解きほぐす作業が必要なのは言うまでもない。

第二は、グローバル化を多国籍

企業の視点からではなく、政府の視点すなわちガバナンスから見たときに生じる問題である。80年代以降のグローバル化は、「小さな政府」や「規制緩和」など経済・財政思想の転換に支えられていた。租税においては、80年代以降にアメリカを先頭に法人税率の引き下げや、資本所得課税の軽減など「租税競争」なる事態が生じ、その後その弊害を是正すべく、OECDやEUから「有害な租税競争」対策が打ち出された。このような国内的な税制度の変更と本書が扱っている移転価格等の国際課税は一体いかなる関係にあるのか、それともまったく無関係に存在しているのか、検討すべき課題ではなからうか。実はこれは課税における「重層的ガバナンス」の問題なのである。すなわち租税政策は、ローカル、

ナショナル、リージョナル、そしてグローバルという各レベルの相互作用の中で考える必要があり、これこそグローバルイゼーションが我々に突きつけた重要な論点なはずである(詳しくは松田有加論文参照、植田・新岡編『国際財政論』7章)。

それにしても本書は難しい研究書である。本書を繰り返し読む中で、そのことを強く意識させられた。それは本書のテーマが、各専門分野の境界領域に属しているためであろう。また先に紹介した本書の章立てからも明らかのように、この分野の体系化は進んでおらず、それは残された課題であると思われる。しかし、多国籍企業に関連する課税問題をテーマとする研究者にとって、本書は避けて通れない貴重な研究成果である。